

## 令和4年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立秋多中学校

校長 川 杉 稔

### 1 いじめ防止に関する基本的な方針

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを生徒に認識させ相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめのない学校をつくる。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもたちが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

【文部科学省による】

#### (3) いじめ防止の基本的な考え方

- いじめに発展する前段階での事象を逃さずとらえ、適切に指導にあたる。
- いじめ問題を隠そうとせず、いつでも、誰にでも相談できる体制をつくる。
- 「いじめ撲滅三原則」を徹底しいじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 特別支援教育の推進を図り、生徒一人一人を大切にされた指導をとおして、生徒の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

### 2 組織（4つの段階との関連）

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導部担当教員、スクールカウンセラー等による「いじめ対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- 重大事態が発生した場合には、必要に応じて「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

### 3 いじめ防止のための具体的な取組

#### (1) 前年度の取組の評価

ア 前年度「いじめ」の実態

- ・「いじめ」の件数 16件
- ・「いじめ」に対する指導状況
  - アンケートや生徒・保護者からの訴えでいじめの事実を認知した。
  - 本人とその保護者から事情を聞くと共に、クラスの生徒から情報を収集した。
  - 加害生徒に対して事実確認と指導を行った。
  - 関係生徒保護者への状況説明と指導の経緯、謝罪の場を設け、今後の対応について話し合いを行った。
  - 学年集会を開き、「いじめ撲滅三原則」の徹底を図った。
- ・子供たちの人間関係
  - 改善された
- ・子供たちのトラブルを解決するためのコミュニケーション能力の状態
  - トラブルを解決するためのコミュニケーション能力は高いとは言えない。

#### イ 前年度の取組の成果及び課題

- ・継続すべき取組
  - 未然防止・早期発見のために、学級経営の再確認（生徒集団の把握）と「いじめを考える日」や「ふれあい月間」において、より一層いじめについて考えさせる。
- ・「SNS東京ルール」に基づいた取組
  - 「SNS東京ルール」のリーフレットを活用して、生徒及び保護者への啓発。
  - 「SNS秋多中ルール」の生徒会から全校生徒へ周知。

#### (2) 未然防止

- ・いじめ撲滅三原則を教室に掲示
- ・学級経営の取組（居場所づくり、自己有用感の育成等）
- ・道徳教育、人権教育、情報教育（インターネットの利用）等での取組
- ・各教科等での取組、体験活動の充実
- ・生徒会等の特別活動の取組
- ・月に一度の「いじめについて考える日」の実施
- ・スクールカウンセラーや組織の関わり

#### (3) 早期発見

- ・ふれあい月間の取組（アンケートの活用、面談）
- ・SCによる全員面接（第1学年）の取組
- ・日記、相談箱等の活用
- ・教職員間の情報共有の取組（管理職への報告）
- ・保護者・地域との連携、相談体制の整備及び保護者・地域への啓発

#### 4 早期対応

- ・いじめの判断（事実の確認、定義との比較）
- ・被害生徒、加害生徒への対応（懲戒）
- ・被害生徒の保護者、加害生徒の保護者への対応
- ・教育委員会への報告（状況に応じて警察への通報）

#### 5 重大事態への対処

- ・教育委員会、関係諸機関（警察等）への報告、連携
- ・いじめ問題調査委員会による再度の状況把握、事実確認
- ・関係保護者への対応（臨時保護者会等）

#### 6 「SNS東京ルール」の活用

- ・「SNSあきる野ルール」や「SNS秋多中学校ルール」の全校生徒の周知
- ・「SNSあきる野ルール」や「SNS秋多中学校ルール」の家庭への周知
- ・「SNSあきる野ルール」の「SNS秋多中学校ルール」を活用した取組

#### 7 その他

##### (1) 評価について

- 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的の実施し、「いじめ対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

##### (2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施させる。
- 「人権プログラム」を活用し、日頃から人権感覚を磨くとともに、人権課題「子供」についての理解を深める。
- 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導させる。

##### (3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
- 年3～4回の保護者会にて情報交換を行う。
- 個人面談で生徒の様子を聞き取る。
- 道徳授業地区公開講座を6月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。
- 秋多中学校区健全育成推進会議等の場において、いじめの問題について協議する。